

孤独・孤立対策に取り組む NPO等の皆様へ

令和5年度予算・令和4年度予算（補正予算含む）
にかかる支援策のご案内

孤独や孤立で悩まれている方に向けて様々な活動を行っているNPO等の
方々の力をお借りし、孤独・孤立対策に取り組むため、幅広い分野のNP
O等に対する令和5年度予算・令和4年度予算（補正予算含む）にかかる
支援策を、関係省庁と連携して取りまとめました。

相談員を
増やしたい
【人件費に】

情報発信に
力を入れたい
【広報啓発費に】

人材育成を
強化したい
【研修費に】

こどもの居場所づ
くりを実施したい
【活動運営費に】

女性に対する
支援の強化
【活動運営費に】

住まい確保
支援の強化
【補助引上げ】

＜対象となる団体＞

孤独・孤立問題への先駆的な取組、孤独・孤立対策に取り組むNPO等への
支援、子供の居場所づくり支援、女性への相談支援等、生活困窮者等
支援、自殺防止対策、フードバンク、こども食堂等の取組実践、居住と
就労等を交えた自立支援を行う団体

※ここでご紹介する支援策は、既存の施策を大幅に拡充したもの、新規に創設された施策となりま
す。支援策の概要や申請方法についてまとめましたので、ぜひご活用ください。今後も、皆さまの活動
を支援する施策をご紹介します。

孤独・孤立対策に取り組むNPO等への各支援策、主に対象となる団体

○地域における孤独・孤立問題に先駆的取組を行うNPO等への支援、孤独・孤立対策に取り組む中間支援組織への支援

<対象となる団体>

- ◆地域における孤独・孤立問題に先駆的取組を行う団体、孤独・孤立対策に取り組む中間支援組織

3・4ページ
をご覧ください

○こどもの居場所づくり

<対象となる団体>

- ◆地方自治体の委託や補助を受けて、こども食堂、学習支援等のこどもの居場所づくりなどの活動を行う団体

5・6ページ
をご覧ください

○女性に寄り添った相談支援

<対象となる団体>

- ◆地方自治体の委託を受けて、コロナ禍で不安を抱える女性に寄り添った相談支援等を行う団体

7ページを
ご覧ください

○生活困窮者等支援・自殺防止対策

<対象となる団体>

- ◆生活困窮者等に対する支援に関する活動を行うNPO法人等
(電話・SNS相談、居場所づくり、学習の支援、生活上の支援、住まいの確保等)
- ◆自殺防止対策を行うNPO法人等
(電話・SNS相談、相談員の養成等)

8・9・10
ページを
ご覧ください

○フードバンク支援、こども食堂等への食育活動支援・政府備蓄米提供

<対象となる団体>

- ◆こども食堂等向けの食品の受入れ・提供を拡大するフードバンク
- ◆食育の取組を行うこども食堂等の団体

11・12
ページを
ご覧ください

○住まいの支援

<対象となる団体>

- ◆社会的な孤独・孤立の問題を抱える世帯や子育て世帯を含む住宅確保要配慮者に対しアウトリーチ型支援等の活動を行うNPO等の居住支援法人

13・14
ページを
ご覧ください

➡ よくある質問は、15ページをご覧ください。

各支援策について（概要・申請方法等）

○地域における孤独・孤立問題に先駆的取組を行うNPO等への支援

NPO等が主体となった孤独・孤立問題に対する日常生活環境における取組への支援

R4年度2次補正

地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル調査の概要（案）

1 目的

・NPO等が主体となった日常生活における孤独・孤立の予防や早期対策に資する取組への支援を行うとともに、その取組成果等を踏まえた取組モデルとして構築し、全国展開を図る。

2 予算額

・1.15億円（民間団体への委託調査）

3 受注者の役割

・受注者は、モデル事業の公募・採択、取組の進捗管理や支援を実施し、それぞれの取組成果や課題等を整理するとともに、得られたノウハウ等を抽出した取組モデルを提示する。

4 モデル事業の実施

（1）対象者

・NPO、公益法人、社会福祉法人等の非営利団体（任意団体も含む）

（2）支援対象となる取組

・孤独・孤立の問題に対する日常生活環境における早期対応や予防に資する先駆的な取組

【モデル事業のテーマ（案）と取組イメージ】

テーマ	取組イメージ
① 誰もが気軽に参加できる地域のゆるやかなつながりの場づくり	・スポーツや文化・芸術を通じた子ども・若者、高齢者など多世代間の交流 ・シニア世代による子どもへの伝統行事等の伝承を通じた交流
② 自然に足が向く地域の居場所の提供	・大工仕事などを通じた中年・シニア世代の交流の場（日本版メンズ・シエツド） ・コミュニティカフェ、ものづくり、講習会などを複合的に実施する居場所 ・図書館や美術館、公園などの機能を活かした居場所
③ 多様な主体の水平的連携を通じた地域課題の解決	・新聞・郵便配達、宅配、コンビニ、理美容など地域インフラとの協働による地域の包括的見守り体制の構築 ・食品や生活用品などの支援物資に関する地域内のマッチングの仕組みの構築
④ 地域活動を通じた社会貢献	・シニア世代の知見やノウハウを活かしたまちづくりや中小企業支援 ・環境保全や農作業、防災ボランティアなど参加を通じた地域貢献

（3）採択団体の取組に係る経費負担

- ① （市区町村区域想定）：上限200万円
- ② （小学校区や自治会等の区域想定）：上限50万円

（4）対象経費

・人件費、謝金、旅費、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費等

調査フロー

国（内閣官房）

↓ 委託

↑ 調査報告

民間団体（受注者）

- ・モデル事業の公募・採択
- ・取組の進捗管理・支援
- ・成果や課題の整理
- ・取組モデルの提示

↓ ①公募

↑ ②提案

↓ ③支援

↑ ④活動報告

地域で孤独・孤立対策に取り組むNPO等

日常生活環境での早期対応や予防に資する先駆的取組の実施

全国展開

【本事業のご案内】

URL準備中

【NPO等公募に関する問い合わせ先】

準備中

【募集期間】

準備中

【問い合わせ先】

内閣官房孤独・孤立対策担当室

電話：03-3581-4531（直通）

各支援策について（概要・申請方法等）

○孤独・孤立対策に取り組む中間支援組織への支援

中間支援組織による孤独・孤立対策に取り組むNPO等の運営能力の向上等のための支援モデル構築

孤独・孤立対策活動基盤整備モデル調査の概要（案）

R5年度予算

1 目的

・NPO等活動を熟知した中間支援組織による孤独・孤立対策に取り組むNPO等の運営能力の向上や活動基盤整備のための支援モデルを構築し、全国展開を図る。

2 予算額

・1.2億円（委託調査：中間支援組織との委託契約）

3 公募対象者

・中間支援組織（孤独・孤立対策に取り組むNPO等を対象に、運営支援や人材育成、ネットワーク構築等の活動を行う非営利団体） ※コンソーシアムによる実施可。

4 モデル調査の実施

（1）概要

・中間支援組織は、以下のテーマに沿った、地域で孤独・孤立対策を行う中小規模のNPO等への非資金的支援を実施し、取組成果や支援ノウハウ、課題等をとりまとめ、内閣官房に報告する。

【公募テーマ案と取組例】

テーマ案	取組例	採択件数
① 孤独・孤立対策の取り組むNPO等の活動基盤の強化	・孤独・孤立対策の課題抽出と地域資源の発掘・ネットワーク化・見える化 ・孤独・孤立対策に取り組む中小規模団体への伴走支援を通じた運営基盤等の強化	5～7件
② DXを活用した効率的な支援体制の構築	・企業や市民からの支援物資・サービスと支援団体との地域マッチングシステムの開発と社会実装	各テーマ1～2件
③ 既存施策では対象とならない領域での孤独・孤立対策の促進	・中高年を対象とした地域貢献を通じた居場所づくり	
④ 福祉を起点とする孤独・孤立対策の充実	・既存の福祉施設の機能強化を通じた多世代・包括的な居場所づくり ・孤独・孤立サポーター制度の開発と社会実装	
⑤ 地域づくりを起点とする孤独・孤立対策の充実	・空き家・空き店舗、公共施設を活用した地域交流拠点の整備	

（2）活動範囲

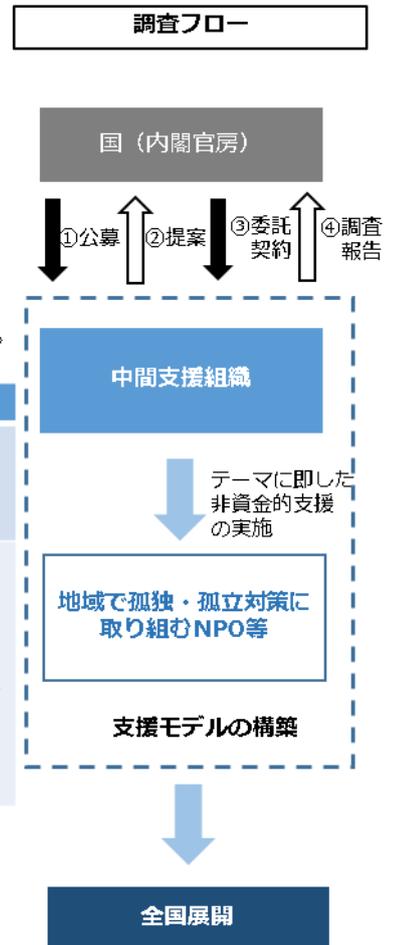
・一つの都道府県域を超えて活動する事業

（3）委託上限額

・1団体当たり1,000万円

（4）対象経費

・人件費、謝金、旅費、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費等



【本事業のご案内】

URL 準備中

【問い合わせ先】

準備中

【募集期間】

準備中

【問い合わせ先】

内閣官房孤独・孤立対策担当室

電話：03-3581-4531（直通）

〇こどもの居場所づくり（内閣府子どもの貧困対策担当）

NPO等が行う子供の居場所づくりに係る地方自治体への補助の拡充

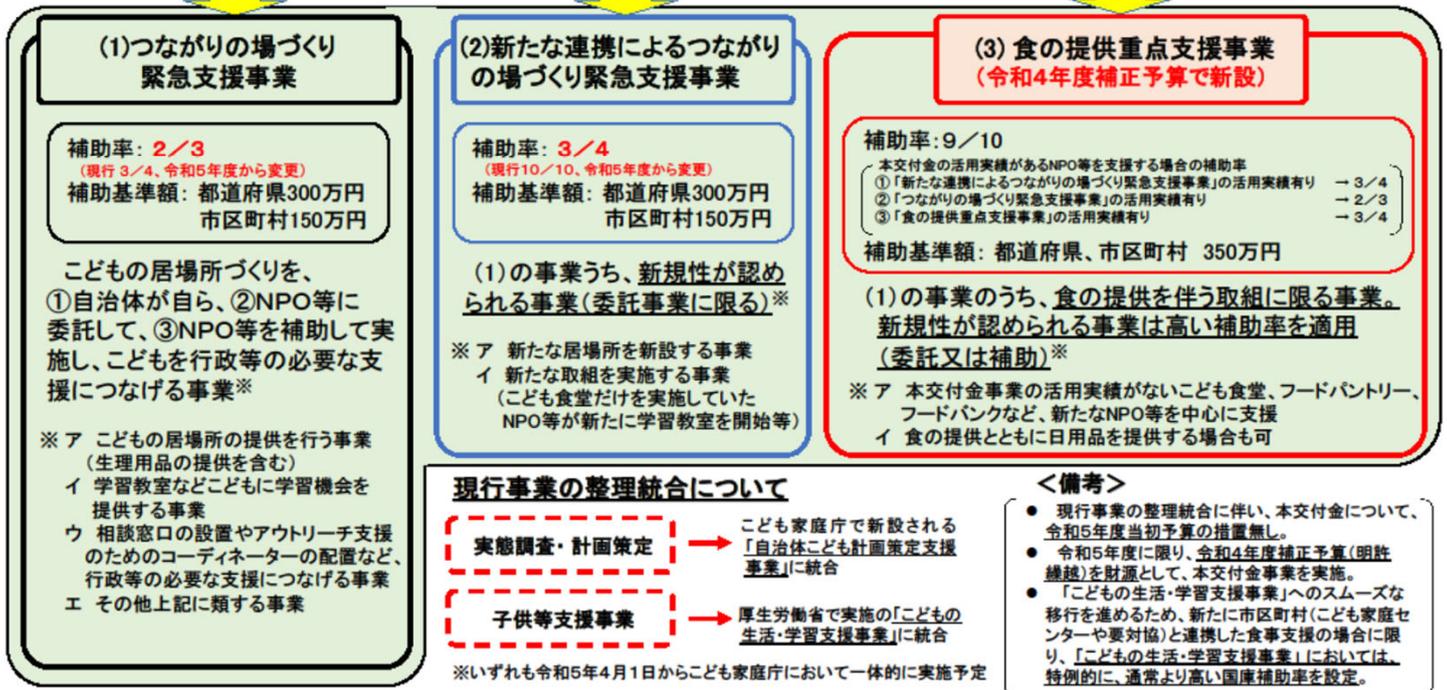
地域子供の未来応援交付金

本交付金は、多様かつ複合的な困難を抱えるこどもたちに対し、地方自治体によるニーズに応じた取組を支援するものであり、いずれも経済対策等に基づき緊急的・臨時的に実施する事業。今回、**新たな事業を設け**、あわせて、こども家庭庁設立を踏まえ、**令和4年度まで実施してきた事業の一部を、令和5年度から整理統合**。

※(3)食の提供重点支援事業の新設は、令和5年2月9日施行。その他現行事業の整理統合、つながりの場づくり緊急支援事業等の補助率改正は、令和5年4月1日施行(予定)。

内閣府

地方自治体



【本事業のご案内】

内閣府子どもの貧困対策担当ホームページ（令和5年4月から、こども家庭庁が担当）

<https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/torikumi/koufukin/index.html>

【申請先】

こども家庭庁家庭福祉課こどもの貧困対策担当

【交付申請期間】

随時受付中 ※地方自治体からの申請に限る。

【問い合わせ先】

こども家庭庁家庭福祉課こどもの貧困対策担当

電話：03-6859-0183（直通）

〇こどもの居場所づくり

NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業

令和4年度第2次補正予算：1.5億円

趣旨・目的

- 〇 昨年末に閣議決定した「基本方針」において、今後のこども政策の基本理念として、「全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態（Well-being）で成長」できるようにすることを掲げている。
- 〇 これに基づき、NPO等と連携し、様々な居場所（サードプレイス）づくりやこどもの可能性を引き出すための取組への効果的な支援方法を検討する。

事業の内容

- 〇 NPO等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を創設する。

<想定されるテーマ例>

- ・ 同年代のスタッフが運営するピアカフェの実施
- ・ 屋外においてこども達が自由に遊べるプレーパーク（冒険遊び場）の実施
- ・ 高校の空き教室等を活用したカフェの開設によるアウトリーチ支援
- ・ 障害のある子もいない子も遊び、交流し育ち合う場の実施
- ・ 地域における居場所の普及定着を図るためのコーディネーターの配置や地域資源のネットワーク化

実施主体

- 〇 都道府県又は市町村（民間等への委託可）
- 〇 民間団体（全国展開しているオンラインの居場所に限る）

補助率

- 〇 定額（10／10相当） ※子ども・子育て支援対策推進事業費補助金で実施

【本事業のご案内】

https://www.cfa.go.jp/procurement/koubo_npo_renkei

【募集期間】

準備中

【問い合わせ先】

こども家庭庁 成育局成育環境課 居場所づくり係

電話 : 03-6861-0229

受付時間 : 9:30~12:00 13:00~18:00

(土日曜、休祝日除く)

〇女性に寄り添った相談支援

NPO等が行う不安を抱える女性に寄り添った相談支援等に係る地方自治体への補助

地域女性活躍推進交付金について、地方自治体が、NPO等の知見を活用して行う、不安や困難を抱える女性に寄り添った相談支援等への補助を行う。

<地域における女性活躍の推進・課題解決>

- 「地域性」を踏まえた・定量的成果目標設定・「見える化」(新型コロナウイルスの感染拡大による望まない孤独・孤立で不安を抱える女性や解雇等に直面する女性をはじめ様々な困難・課題を抱える女性に対する支援、ポストコロナを見据えた女性デジタル人材の育成、女性の登用拡大等)

【交付対象】
地方公共団体

【補助率】
(1) 活躍推進型: 1/2
(2) デジタル人材・起業家育成支援型: 3/4
(3) 寄り添い支援・つながりサポート型
(A) 寄り添い支援型プラス: 1/2
(B) つながりサポート型: 3/4
(C) 男性相談支援型: 1/2

【交付上限】

(1) 各区分ごと 都道府県 800万円(注)、
政令指定都市 500万円、市区町村 250万円
(2) 各区分ごと 都道府県 1,200万円、
政令指定都市 750万円、市区町村 375万円
(3) (A,C) 各区分ごと 都道府県・市・特別区 800万円
町村 500万円
(3) (B) 一律1,125万円

注) 推進計画未策定市町村への策定支援事業実施等の条件付きで1,000万円とする。

(1) 活躍推進型
女性役員・管理職を育成するための研修、企業経営者の意識改革のためのセミナー、地域女性ロールモデル事業への支援。

(2) デジタル人材・起業家育成支援型
ジェンダーの視点を踏まえ、地方公共団体の経済担当部局や商工会議所等との連携・協働による真に効果の高い、女性デジタル人材や女性起業家を育成するためのセミナーや就労につながる相談、ネットワークづくり等のマッチング支援や伴走型支援。

(3) 寄り添い支援・つながりサポート型
様々な課題・困難を抱える女性に寄り添った相談支援、孤独・孤立で困難や不安を抱える女性が社会とのつながりを回復できるようにNPO等の知見を活用した相談支援やその一環として行う生理用品の提供等の支援、男性相談事業への支援。
(A) 寄り添い支援型プラス
(B) つながりサポート型
(C) 男性相談支援型



<申請方法>

【申請に関する情報 (提出書類等)】

内閣府男女共同参画局ホームページ

https://www.gender.go.jp/policy/chihou_renkei/kofukin/r05/koubo.html

【事業の実施主体】

地方自治体 (地方自治体がNPO等に委託して実施できます。)

【申請先】

内閣府男女共同参画局総務課地域担当 (申請者は、地方自治体に限られます。)

【公募期間】

第1回公募: 令和5年2月9日(木) ~ 3月2日(木) (募集は終了しています)

【問い合わせ先】

内閣府男女共同参画局総務課地域担当

電話: 03-5253-2111 (代表) 内線: 37518

○生活困窮者等支援

生活困窮者等支援民間団体活動助成事業

令和4年度補正予算

5億円

事業目的

コロナ禍の影響の長期化に伴い、孤独・孤立に陥る危険性の高い生活困窮者やひきこもり状態にある者、生活困窮家庭の子ども等（以下「生活困窮者等」という。）に対する支援活動を実施する民間団体の取組みを支援する。

事業内容

生活困窮者等の孤独・孤立対策に関して、NPO等が独自に行う先駆的・効果的な支援活動に対して重点的に支援を行うために、独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉振興助成事業（以下「WAM助成」という。）の中で「生活困窮者等支援民間団体活動助成事業」を実施する。

事業スキーム図



募集期間等

令和4年12月21日(水)～令和5年1月24日(火)

助成対象となる事業の実施期間

令和5年4月1日(土)～令和6年3月31日(日)

助成事業概要

	地域連携活動支援事業	全国的・広域的ネットワーク活動支援事業
事業の内容	①コロナ禍の影響の長期化に伴い、孤独・孤立に陥っている生活困窮者、ひきこもり状態にある者及び生活困窮家庭の子ども等に対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、就労に向けた支援、食料の支援、子どもの学習支援、地域活動等での就労体験の提供その他生活上の支援を行うことにより、社会的なつながりを構築・維持する事業 ②上記の生活困窮者等の支援を行う民間団体に対して、支援活動の実施にあたっての助言、ネットワークの構築等の中間的支援を行う事業	
範囲	同一の都道府県内で活動する事業	二つ以上の都道府県で活動する等、支援する対象者が一つの都道府県域を超えて広域にわたる事業
助成金額	50～700万円	50～900万円 四以上の都道府県を網羅し、大規模かつ広範囲に活動を行う事業の場合 上限2,000万円
助成対象者	次のすべての要件を満たす団体とする。 (1) 社会福祉の振興に寄与する事業を行う、営利を目的としない次の団体 社会福祉法人、医療法人、公益法人（公益社団法人又は公益財団法人）、NPO法人（特定非営利活動法人）、一般法人（法人税法上の非営利型法人の要件を満たす一般社団法人又は一般財団法人）、その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う法人又は団体 (2) 生活困窮者やひきこもり状態にある者及び生活困窮家庭の子ども等に対する支援に関する活動を行う民間団体であり、原則として1年以上の活動実績を有すること。 (3) 孤独・孤立に陥る危険性の高い生活困窮者等を支援するための連携体制を有すること。	

■募集に関する問合せ先
 〒105-8486 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル9階
 独立行政法人福祉医療機構 NPOリソースセンター NPO支援課
 電話 03-3438-4756 月～金：AM9:00～PM5:00（祝日除く）

詳細情報
(WAM
ホームページ)



【本助成事業のご案内】

https://www.wam.go.jp/hp/r4hosei_wamiyosei_yokoku/

【募集に関する問い合わせ先】

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル9階
 独立行政法人福祉医療機構 NPOリソースセンター NPO支援課
 電話 03-3438-4756 月～金：AM9:00～PM5:00（祝日除く）

【募集期間】

令和4年12月21日（水）～令和5年1月24日（火）15時まで（募集は終了しています）

【募集内容に関する説明動画】

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/ibosyu/ibosyu005.html>

○自殺防止対策

令和5年度自殺防止対策事業

令和5年度予算案 29.8億円（うち3億円が孤独・孤立対策分）

1 事業の目的

- 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)において、民間団体の活動に対する支援が国及び地方公共団体の責務として位置付けられていることを踏まえ、自殺防止対策に取り組む民間団体に支援を行うことにより、一層の自殺防止対策の推進を行うことを目的とする。
- 地域自殺対策強化交付金を活用し、民間団体の行う先駆的、全国的な自殺対策の基盤となる取組等に対して支援を実施する。

2 事業の概要・スキーム

自殺防止対策事業(民間団体)

○相談体制の強化

- ・NPO法人等が行う電話、LINEやチャット等のSNSを活用した相談体制の強化



○相談員等の養成

- ・電話、SNS相談等に適切な対応と支援を行うための人材の養成

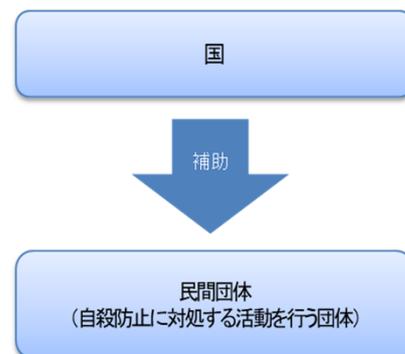


○自死遺族に対する支援やハイリスク地における一時保護活動等への支援



3 実施主体

- 実施主体: 民間団体
- 補助率: 国 : 10/10



<申請方法>

自殺防止対策を行うNPO法人等への助成

【提出書類等の申請に関する情報】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/boushitaikaku_r5.html

【申請先・問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室
(03-5253-1111 (内線2279、2838))

【公募期間】

令和5年1月18日(水)～2月7日(火) 17:00 (募集は終了しました)

○自殺防止対策

孤独・孤立対策のための自殺防止対策事業

令和4年度補正予算額：10億円

1 事業の目的

依然として、社会的孤立等の影響による自殺リスクの高まりが懸念されていることから、民間団体が行う自殺防止に関する取組を支援する。

2 事業の概要・スキーム

自殺防止対策事業(民間団体)

○相談体制の強化

民間団体が実施する電話や、LINE、ウェブチャット、チャットボット等のSNSを活用した相談体制の強化



○相談員等の養成

電話やSNS等に適切な対応と支援を行うための人材の養成



○自殺防止対策の情報発信の強化

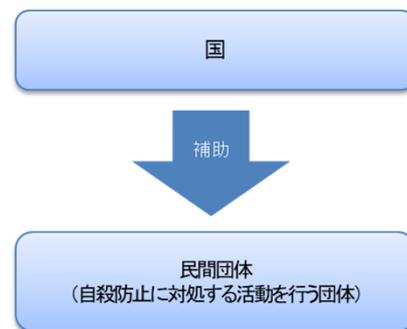
自殺相談窓口等に関する積極的な周知



3 実施主体

○実施主体：民間団体

○補助率：国：10/10



<申請方法>

自殺防止対策を行うNPO法人等への助成

【提出書類等の申請に関する情報】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/kodokukoritsutaisaku.html

【申請先・問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室
(03-5253-1111 (内線2279、2838))

【公募期間】

令和5年1月18日(水)～2月9日(木) 17:00 (募集は終了しました)
令和5年4月10日(月)～5月1日(月) 17:00

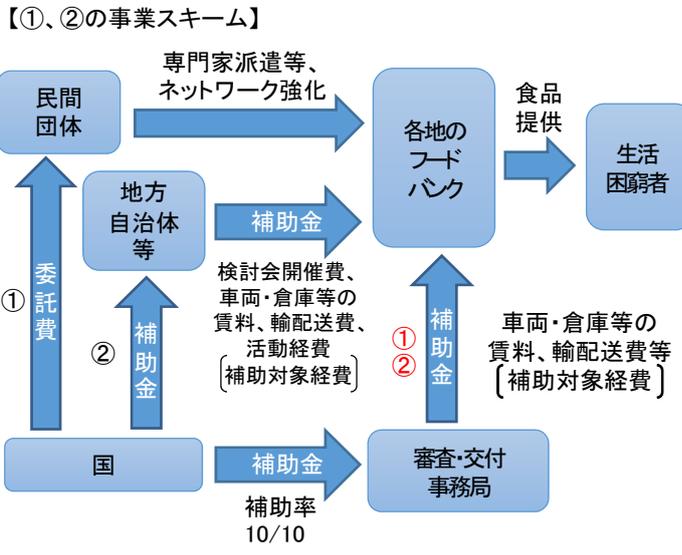
フードバンク支援

【要旨】

- 新型コロナウイルス感染症の影響で、こども食堂等に集まらない中、生活困窮者へ食品を届けやすくすることが課題。生活困窮者等へ食品の提供を行っているフードバンクの役割が重要になっていることから、食品の受入れ・提供を拡大するために必要となる経費を支援するとともに、課題解決に資する専門家派遣等を実施。

【事業内容】

- ①フードバンクへの支援(3億円・R4補正)
 - フードバンク等に対し、食品の受入れ・提供を拡大するために必要な運搬車両、一時保管用倉庫(冷蔵・冷凍庫含む)、入出庫管理機器等の賃借料、輸配送費等を支援。
 - フードバンクの活動強化に向け、食品供給元の確保等の課題解決に資する専門家派遣等や、食品企業等とのマッチング等を推進するためのネットワーク強化のサポートを実施。
- ②フードバンクへの支援(1億円・R5予算)
 - スタートアップ団体への支援に加え、フードバンクの運営基盤の強化、食品取扱量の拡大等の課題に対応するため、フードバンクにおける広域連携等の食品受入・提供能力の強化に向けた先進的な取組を支援。



<申請方法>

1. 食品ロス削減及びフードバンク支援緊急対策事業

(1) フードバンク活動団体の食品受入能力向上支援

【申請に関する情報（提出書類等）】

フードバンク支援緊急対策事業事務局特設ウェブサイト

(https://www.dei.or.jp/research/research08/research08_07.html)

【申請先】

フードバンク支援緊急対策事業事務局（補助事務局）03-6380-3122

【募集期間】

令和5年2月10日（金）～3月7日（火）（募集は終了しています。）

（※今後、予算残額に応じて追加募集を予定しております。）

【問い合わせ先】

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課食品ロス・リサイクル対策室
03-6744-2051（直通）

(2) 専門家派遣等及びネットワーク強化

※本事業は、民間団体がフードバンクをサポートする事業です。

事業の詳細については、後日お知らせします。

【問い合わせ先】

1. の問い合わせ先と同じ。

2. 食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援

本事業は、都道府県や民間団体を通じて交付を行います。申請に関する情報は、都道府県を通じた交付については、各都道府県にお問い合わせください。

※民間団体を通じた事業の詳細については、後日お知らせします。

【問い合わせ先】

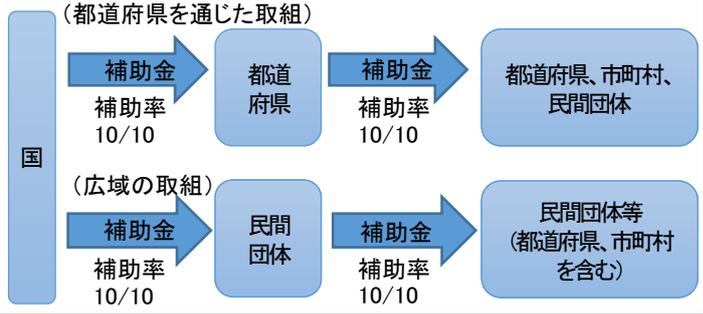
1. の問い合わせ先と同じ。

こども食堂等への食育活動支援

【事業内容】

消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進(5億円・R4補正)
 ○ 地域の関係者等が連携して取り組む、こども食堂等における食育の取組を支援。

【事業スキーム】



消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進

①都道府県を通じた取組

【申請に関する情報（提出書類等）】

https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/torikumi/kouhukin/r4_hosei.html

【申請先・公募期間】

都道府県を通じた取組については、2月1日から2次募集を開始いたしました。募集期間に関しては、都道府県の窓口にお問い合わせください。また、申請書類につきましては、都道府県にご提出ください。

都道府県の窓口はこちら

https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/torikumi/kouhukin/pdf/r4_h_pref.pdf

②広域の取組

広域の取組については、下記の【問い合わせ先】にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

農林水産省消費者行政・食育課食育推進グループ 03-3502-5723（直通）

こども食堂等への政府備蓄米提供

【事業内容】

政府備蓄米のこども宅食への無償交付の拡充

- 政府備蓄米のこども宅食への無償交付について、1団体当たりの交付数量の上限を引き上げ(年間300kg→450kg、令和4年7月～)。
- こども食堂及びこども宅食の申請書類の簡素化を実施(令和4年7月～)

政府備蓄米の無償交付（こども食堂等、こども宅食へ支援）

【申請に関する情報（提出書類等）】

<http://www.maff.go.jp/j/seisan/kokumotu/bichikumai.html>

【申請先】

農林水産省農産局穀物課米麦流通加工対策室消費流通第1班

【申請期間】

令和5年度の申請期間

第1四半期：4月10日（月）～5月14日（日）

第2四半期：7月上旬～8月中旬

第3四半期：10月上旬～11月中旬

第4四半期：1月上旬～2月中旬

※交付決定後、順次配送を行いますので、御留意願います。

【問い合わせ先】

農林水産省農産局穀物課米麦流通加工対策室消費流通第1班

電話：03-3502-7950（直通）FAX：03-6744-2523

※9時半～12時、13～18時（土日曜、休祝日除く）

○住まいの支援（令和5年度当初予算）

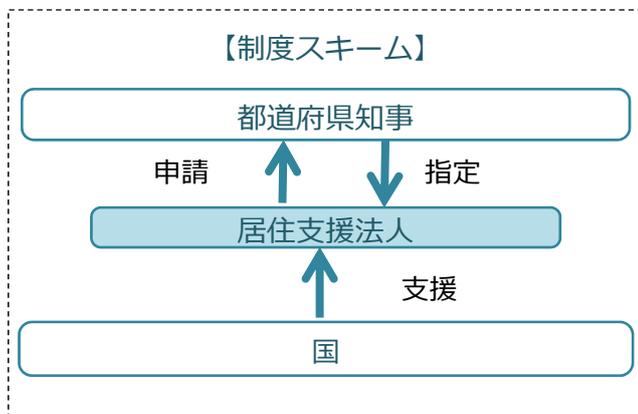
NPO等が実施する住宅確保要配慮者に対する支援活動への補助の拡充

NPO等の居住支援法人等が実施する住宅確保要配慮者に対する入居相談や見守り等の活動を支援する。

居住支援協議会等活動支援事業（令和5年度当初予算案 10.5億円）

【事業概要】

- (1) 事業主体 住宅セーフティネット法に基づく居住支援法人等
- (2) 補助対象事業 ①入居前支援 ②入居中支援 ③死亡・退去時の支援 ④セミナー・勉強会等の開催
(①は必須、②～④は任意)
- (3) 補助限度額 10,000千円/事業主体※（補助率10/10） 交付決定額の範囲で、実績に応じて補助金を交付



- ※以下の取組を実施する場合は、補助限度額12,000千円
- ①外国人の入居の円滑化に係る活動
 - ②孤独・孤立対策としての見守り等
 - ③空き家等を借りてサブリース方式で支援付きのセーフティネット住宅の運営
 - ④アウトリーチ型による入居支援
 - ⑤就労支援等の入居後支援を実施する団体との連
 - ⑥賃貸借契約または家賃債務保証契約における緊急連絡先の引受け

<申請方法>

【申請に関する事項】

URL準備中

【申請先】

準備中

【募集期間】

準備中

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局安心居住推進課

電話：03-5253-8111（内線 39834、39866）

受付時間：10:00～12:00 13:00～17:00（土日曜、休祝日除く）

※本事業は、令和5年度予算によるものであり、令和5年度予算成立等が事業実施の条件となります。

○住まいの支援（令和4年度補正予算）

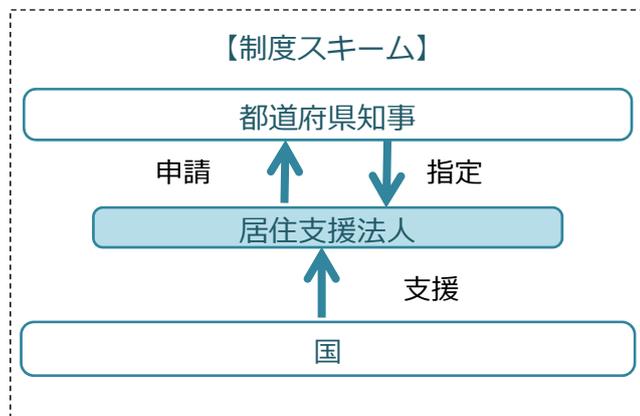
NPO等が実施する住宅確保要配慮者に対する支援活動への補助の拡充

NPO等の居住支援法人等が実施する住宅確保要配慮者に対する入居相談や見守り等の活動への支援の予算を拡充。

居住支援協議会等活動支援事業（2.2億円）

【事業概要】

- (1) 事業主体 住宅セーフティネット法に基づく居住支援法人等
- (2) 補助対象事業 ①入居前支援 ②入居中支援 ③死亡・退去時の支援 ④セミナー・勉強会等の開催
(①は必須、②～④は任意)
- (3) 補助限度額 10,000千円/事業主体※（補助率10/10） 交付決定額の範囲で、実績に応じて補助金を交付



※賃貸借契約または家賃債務保証契約における緊急連絡先の引受けを実施する場合は、補助限度額12,000千円

現行制度では、外国人の入居の円滑化に係る活動、孤独・孤立対策としての見守り等、空き家等を借りてサブリース方式で支援付きのセーフティネット住宅の運営、アウトリーチ型による入居支援を行う場合または就労支援等の入居後支援を実施する団体との連携を実施する場合に12,000千円の補助限度額を適用

<申請方法>

【申請に関する事項】

URL：<https://www.rs-sc.jp>

【申請先】

居住支援法人サポートセンター

【募集期間】

【補助対象期間 令和4年12月7日 ～ 令和5年1月31日】

令和4年11月11日（金）～ 令和4年11月18日（金）（募集は終了しています）

【問い合わせ先】

居住支援法人サポートセンター

電話：03-6659-8668

受付時間：10：00～12：00 13：00～17：00（土日曜、休祝日除く）

よくあるご質問

- Q. 複数の支援策に応募することは可能なのでしょうか。その場合、支援の重複を避けるためにNPOとして何かしなければならないことはありますか。
- A. 支援を受ける事業内容が重複していない場合は申請できますが、申請する対象経費が、応募する支援策別に明確に区分されている必要があります。詳細は各支援策の担当府省にお問い合わせください。
- Q. 各支援策の事業内容、参加資格等について、問い合わせをしたい場合、どこに問い合わせたらよいのでしょうか。
- A. 各支援策ページにある「問い合わせ先」にお問い合わせください。

<関係省庁>

- 内閣官房孤独・孤立対策担当室
- 内閣官房こども家庭庁設立準備室
- 内閣府
- 厚生労働省
- 農林水産省
- 国土交通省

